

新宿区教育委員会会議録

令和4年第5回定例会

令和4年5月6日

新宿区教育委員会

令和4年第5回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和4年5月6日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時32分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	星 野 洋
委 員	古 笛 恵 子	委 員	山 下 浩 一 郎
委 員	今 野 雅 裕	委 員	年 綱 和 代

説明のため出席した者の職氏名

次 長	菅 野 秀 昭	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	荒 井 亮 宏	中央図書館長	山 本 秀 樹
統括指導主事	大 川 直 樹	統括指導主事	北 中 啓 勝
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ま す み
統括指導主事	辻 慎 二		

書記

教 育 調 整 課 査 査 主	林 竜 佑	教 育 調 整 課 係 管 理	国 分 克 行
-----------------	-------	-----------------	---------

議事日程

議案

- 日程第1 第12号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第2 第13号議案 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第14号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

報告

- 1 令和3年度区立余丁町小学校仮昇降口整備工事の契約解除について（学校運営課長）
- 2 旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地等の活用方針に基づく整備等について（学校運営課長）
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 皆さん、こんにちは。ただいまから令和4年新宿区教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、山下委員にお願いいたします。

○山下委員 承ります。

◎ 第12号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 第13号議案 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第14号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第12号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第2 第13号議案 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第14号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本日の進行につきましては、日程第1 第12号議案から日程第3 第14号議案の説明を一括して受け、審議を行います。

それでは、第12号議案から第14号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第12号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明いたします。

お手元の議案概要を御覧ください。

本議案は、東京都や他自治体との均衡を図るため、日額の上限を改定するものでございます。

改正内容といたしましては、幼稚園教育職員が園の管理下において、非常災害時等の緊急業務に従事した場合に支払われる教員特殊業務手当について、支給額の日額の上限を改定するものです。

それでは、議案書新旧対照表を御覧ください。

特殊勤務手当の額を定めた第17条第3項につきまして、下線部分のとおり、1日の支給額の限度を6,400円から1万6,000円へ、9,600円の増額をするものです。

次に、附則ですが、第1項で施行期日は公布の日としております。次のページ、第2項では、経過措置といたしまして、適用日を令和4年6月1日とし、適用日前に支給すべき事由が生じた場合は、従前の例によると規定しています。また、第3項では、適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の規定に基づく教員特殊業務手当により支払われた金額は、改正後の条例規定に基づく教員特殊業務手当の内払いとみなすと規定するものです。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第12号議案の提案理由です。

東京都や他自治体との均衡を図るため、教員特殊業務手当の支給額について、日額の上限を改定する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続きまして、「第13号議案 新宿区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、第12号議案と同様に、東京都や他自治体との均衡を図るため、教員特殊業務手当の支給額を改定するものでございます。

改正内容といたしましては、支給範囲ごとに支払われる教員特殊業務手当の支給額について、それぞれ記載のとおり金額を改定するものです。

それでは、議案文の新旧対照表を御覧ください。

教員特殊業務手当の支給額等を定めました第2条第2項で、手当の額は、別表第2に掲げる支給範囲に応じて定める額としております。

別表につきましては、裏面2ページになりますが、こちらを御覧ください。

上段が改正後、下段が現行のものとなります。

まず、1の非常災害時における幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したときの支給額につきましては、現行の3,200円を8,000円に、4,800円の増。2の特に被害が甚大な災害発生時における幼児を含む避難住民の救援業務に従事したときは、6,400円から1万6,000円に、9,600円の増。3の幼児の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき、及び4の幼児に対する緊急の補導業務に従事したときは、それぞれ3,000円から7,500円に、4,500円の増をするものでございます。

それでは、また表の1ページにお戻りいただきまして、附則でございます。第1項で施行期日は公布の日としております。

第2項では、経過措置といたしまして、改正後の規則の規定は令和4年6月1日から適用するとしています。

なお、本議案は、第12号議案の条例に基づく規則改正となるため、最終ページに特記事項を付してございまして、第12号議案が区議会において原案どおり可決され、かつ特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものになってございます。

それでは、第13号議案の提案理由です。

東京都や他自治体との均衡を図るため、教員特殊業務手当の支給額について改める必要があるためでございます。

それでは、続きまして、「第14号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。

議案概要、裏面になりますが、こちらを御覧ください。

本議案は、常勤職員等としての期末手当と会計年度任用職員としての期末手当の両方を、それぞれの職の在職期間における欠勤等日数に応じた額で支給することができるよう、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、常勤職員等が退職後に引き続いて会計年度任用職員として勤務した場合に、これまでは期末手当の支給対象外としておりましたが、これを除外するものです。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

規則の第2条第2項中の第5号に規定してございました、退職後引き続いて新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年新宿区条例第14号）の適用を受けることとなった者を削除し、第6号を第5号に繰り上げるものでございます。

附則ですが、第1項で施行期日は公布の日とし、第2項では、経過措置として改正後の規則の規定は、令和4年5月1日から適用するとします。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第14号議案の提案理由です。

常勤職員等として期末手当と会計年度任用職員としての期末手当の両方をそれぞれの職の在職期間における欠勤等日数に応じた額で支給することができるよう、所要の改正を行う必要があるためでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

それでは、まず最初に、第12号議案について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないということで、質疑を終了させていただきます。

第12号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第12号議案は原案のとおり決定いたしました。

続いて、第13号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

こちらもよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないということですので、討論、質疑を終了いたしまして、第13号議案、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第13号議案は原案のとおり決定をいたしました。

次に、第14号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いをいたします。

よろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないということでございます。

第14号議案、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第14号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了でございます。

◆ 報告 1 令和3年度区立余丁町小学校仮昇降口整備工事の契約解除について

◆ 報告 2 旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地等の活用方針に基づく整備等について

て

○教育長 次に、事務局から報告をいただきます。

報告 1 から報告 2 について一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○**学校運営課長** それでは、まず報告 1、令和 3 年度区立余丁町小学校仮昇降口整備工事の契約解除について、御報告をさせていただきます。

本件の工事については、契約工期であります 3 月 25 日までに工事を完了することができなかつたため、受注者の責めに帰すべき事由による契約解除を行ったものでございます。

記書きでございます。

まず、工事概要でございますが、受注者は、有限会社プライムエステート、工事件名は、新宿区立余丁町小学校仮昇降口整備工事になります。

工事場所は、記載のとおりです。

契約年月日は、令和 3 年 11 月 18 日、契約工期は、令和 3 年 11 月 19 日から令和 4 年 3 月 25 日までです。

契約金額は、税込みで 1,031 万 8,000 円になります。

工事内容でございますが、余丁町小学校の南側の抜弁天通り、正式名称といたしましては、都市計画道路放射第 25 号線になりますが、こちらの拡幅工事に伴いまして、令和 4 年 7 月から余丁町小学校の南側と東側の擁壁等改修工事を行う予定になっておりまして、現在南側でございます正門が使用できなくなるため、裏門を開口の大きな引戸に改修しまして、仮の正門として整備するための工事になります。

2 番の事実関係でございますが、契約解除日といたしましては令和 4 年 3 月 25 日、支払済みの前払金は、契約金額の 40% の 410 万円になります。

契約解除の時点での出来高は 21% になります。

3 番の経過及び解除事由でございますが、2 月中旬までは順調に工事が進捗していることを確認しておりましたが、3 月上旬に工事が進んでいないことが判明したため、受注者へ工事実施を口頭で催告をいたしました。その後、工事が再開されないため、受注者へ工事を実施するよう催告をいたしました。資金繰り悪化を理由に「工事続行不能届」が令和 4 年 3 月 25 日付で受注者から提出をされたものでございまして、同日付で工期内に工事が完了しないということから、工事請負契約を解除したものでございます。

4 番の今後の対応といたしましては、受注者に対して前払金余剰額及び違約金の請求を行います。また、残工事につきましては、令和 4 年 4 月 28 日付で別の施工者と契約をし、6 月 30 日までに工事を完了させる予定でございます。

1 枚おめくりいただきましたところに、今回の工事の図面を参考につけさせていただいて

おりますので、御確認いただければと思います。

報告1の御説明は以上になります。

続きまして、報告2、旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地等の活用方針に基づく整備等について御説明をさせていただきます。

令和3年1月29日に決定した旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地等の活用方針を踏まえた特別養護老人ホーム等の高齢者施設、また防災広場の整備、新宿区立牛込第一中学校の建て替えに当たっての敷地割りや各施設の整備工程等について、整備を進めるものでございます。

整備用地につきましては、活用方針に基づく高齢者施設の整備を進めるため、国有地を取得する予定でございます。また、都有地につきましては、教育施設としての安定的な運営を図ることや、区が取得する場合と定期借地の場合の財政負担を踏まえ、都有地の取得に向けた協議を開始するものでございます。

まず、記書きでございます。

1点目、旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地等の活用方針に基づく整備についてでございます。

まず、(1)が敷地割りの御説明になりまして、活用方針を踏まえた高齢者施設や防災広場の整備、牛込第一中学校の建て替えに当たり、牛込第一中学校の生徒等への影響を最小限にするため、仮校舎の整備を行わずに各施設の整備ができ、土地を最も有効活用することができる敷地割りについて検討をいたしました。別紙1を併せて御覧いただければと思います。

まず、高齢者施設につきましては、こちらブルーのところになりますが、現在の牛込第一中学校敷地に整備をする計画でございます。

防災広場につきましては、グリーンの現在の牛込第一中学校敷地に整備予定でございます。

また、牛込第一中学校につきましては、まず、黄土色のところ、右側ですね、校舎を旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地に整備をし、また、校庭をオレンジ色の現在の牛込第一中学校敷地、また、一部、旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地も含まれておりますが、こちらに整備を予定するものでございます。敷地面積は、記載のとおりでございます。

資料を1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。

各施設の整備工程の予定でございますが、まず、STEP1として、旧都立市ヶ谷商業高等学校の校舎の解体工事を令和6年10月から令和8年3月にかけて実施いたします。

続いて、STEP2で牛込第一中学校の新校舎の建築工事を行います。予定といたしましては、令和8年4月から令和11年2月までです。新校舎の運用開始につきましては、令和11年4月

を予定しております。

STEP 3 で牛込第一中学校の現校舎の解体工事を令和11年4月から令和12年6月にかけて実施し、STEP 4 で牛込第一中学校の新校舎の校庭整備を令和12年7月から令和12年12月にかけて実施します。

そして、STEP 5 で防災広場及び高齢者施設の整備を令和13年1月以降に実施する予定でございます。

なお、このSTEP 1 からSTEP 5 にかかる設計につきましては、令和4年6月から実施する予定でございます。

続いて、(3) 中町図書館の移転についてでございます。

旧都立市ヶ谷商業高等学校の跡地等の近隣にございます中町図書館については、エレベーターがないなどの施設面の課題の解決を図るため、旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地に移転し、牛込第一中学校新校舎内に併設する予定でございます。

中町図書館の概要につきましては、記載のとおりでございます。

移転場所も記載のとおりでございます。

移転後の運営といたしましては、指定管理者による運営といたしますが、より中学校、学校図書館との連携に配慮した新たな運営形態について、今後検討してまいります。

続いて、2番の国有地及び都用地の取得等についてです。

まず、国有地の取得につきましては、こちら別紙2を併せて御覧いただければと思います。

高齢者施設につきましては、活用方針に基づき、民設民営を予定しており、高齢者施設の安定的な運営を図るため、国有地の取得をするものでございます。

国有地の概要は、記載のとおりでございます。

取得金額は、想定でございますが、約4,000万円になります。

続いて、3ページ目に移りまして、都用地の取得に向けた協議についてです。

こちらは、別紙3を併せて御覧いただければと思います。

教育施設としての安定的な運営を図ることや、区が取得する場合と定期借地の場合の財政負担を踏まえ、都用地の取得について協議を開始するものでございます。

都用地の概要については、記載のとおりでございます。

取得金額につきましては、想定でございますが、約33億円でございます。

3番、今後の予定でございますが、令和4年5月から敷地割りや各施設の整備、中町図書館の移転について、地域への説明を開始いたします。また、国及び東京都に対して、土地取

得に向けた要望書等を提出してまいります。

また、令和4年6月には、補正予算を上程させていただき、牛込第一中学校新校舎の設計等にかかる経費について上程させていただく予定となっております。

説明については以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。説明が終わりました。

まず、報告1について、御質問、御意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○今野委員 学校施設において、請け負った業者側の資金繰り悪化により工事ができなくなったというのは、あまり聞いたことがないので驚きました。既に別の業者と契約をしているとのことですので、着実に工事を実施していただきたいと思います。

それにしても昨年11月に契約をして、今年3月に工事が進んでいないことが判明したということですが、きちんと適正な業者を選定できていたのでしょうか。本来なら、実績があって信頼できる業者を選定するのだと思いますが、結果としてこのような事態になってしまったということで、選定方法が適切だったのか疑問に思いますが、いかがでしょうか。

○学校運営課長 今回の工事は施設課に執行委任をしておりますけれども、確かに委員がおっしゃるように、こういったケースを今まで本当に聞いたことがないということで、確認をしているところでございます。

今回の発注につきましては、金額から制限付一般競争入札に付するものになっておりまして、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにかけまして、ここで入札を行ってございます。建築工事の金額によりまして、それぞれ格付がありますが、今回の工事につきましては、A、B、C、D、Eの中に格付されている事業者でしたら応札できるということになっておりまして、手続としては適正に行われたということで確認しているところでございます。

○教育長 今野委員、いかがでしょうか。

○今野委員 結構です。

○教育長 ほかに何か御質問などございましたら、お願いいたします。

○古笛委員 私も同じ点が気になりました。一般競争入札で、金額もそれほど大きくないので、AからEランクというのは分かるのですが、結果として資金繰り悪化があまりにも早過ぎるし、それから解除に至ったのがちょうど工期の最終日ということで、対応もどうだったのかなということです。業者選定から始まり、それから、21%の出来高だったのに既に40%支払っていて、区が回収しなければいけないこと。本当に回収見込みがあるのか、違約金まで回

取できるのかということも考えると、業者選定にしろ支払いにしろ契約手続面にしろ、問題がなかったのかということはきちんと検証していただいて、二度とこういうことがないようにしていただけたらなとは思いますが。

○**学校運営課長** 本当にこういったことはあってはならないことだと思いますので、今回のことを教訓にして、工事の進捗状況の確認なども、委任先の施設課にしっかり確認を取りながら進めていく必要があると認識しているところでございます。

工事の進捗状況の確認につきましては、施設課の職員が1週間に一度ぐらい確認をして、3月に入ってからもその都度いつまでに工事を着工しますよという確認を取りながら進めていきましたが、やる、やると言いながら、結局工事の実施が確認されず、それで延び延びになって、最終的に3月25日に続行不能届が出てきたという状況でございます。

なお、違約金につきましては、契約金額の10分の1でございますので、前払金の精算額とこちら違約金を合わせまして、5月11日までに支払いをしていただくということで通告しております。万が一、こちらの受注業者が支払いができないということになりましたら、保証会社を活用させていただいておりますので、最終的には保証会社が弁済して、区が損害を被ることはないということで、確認はしているところでございます。

○**教育長** よろしいでしょうか。

○**古笛委員** 結構です。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**教育長** ほかに御意見などなければ、質疑を終了したいと思います。

続きまして、報告2につきまして、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

○**山下委員** 学校施設や高齢者施設が複合化しているのはとても良いと思いますが、防災という観点で見たとき、例えば地震が起こった場合に、この防災広場を活用して、外国の方や高齢者、子どもなど、いろいろな方がいらっしゃると思いますが、その辺の設計といたしますか、このように防災を捉えているというような、昼間起こると夜起こるのでも全然違いますし、そういう防災プランみたいなものが既に作られているのか、また、こういうことをやりたいのでここに防災広場を作りますということなのか、そのあたりについて分ければ教えてください。

○**学校運営課長** こちらの防災広場につきましては、地域の方々に御意見をいただいたときに、ぜひ都民のための施設としてほしいですとか、首都直下型地震が懸念される中でその避難場

所として有効活用を図ってもらいたい、というような御要望をいただいていたこともあり、防災広場の設置ということに至っております。日常的には、近くの私立保育園など、園庭がない保育園がお散歩に使っていただいたり、隣の高齢者施設の方が日常の憩いの場として活用したり、また、校庭とつながっておりますので、場合によっては球技などするときには一体利用で広く使ってもらおうなど、そのようなことを想定しております。具体的な運営方針につきましては、これから関係各課と詰めていくことにはなりますが、セキュリティーの問題もありますので、日中は施錠管理をして、使うときにお入りいただくような形にしておいて、災害時の運用面についても併せて検討を進めていきたいと思っておりますので、いただいた御意見を踏まえ、いろいろな方が来て防災用地として円滑に機能するような使い方を今後詰めていきたいと考えております。

○山下委員 ありがとうございます。

○年綱委員 中町図書館が併設されるということですが、やはり子どもたちの学習するという今までの学校の図書館とは違うスタイルになると思います。指定管理者が入ってやっていただける、専門の方がいる、蔵書も増えるということで、子どもたちにとっては良い環境でもあるのですが、あくまで図書館なので一般の方も入ってこられるし、セキュリティーの問題や、あと一般のいろいろな方がいらっしゃるの、その辺の兼ね合いというのもこれから計画の中に入れていっていただきたいなと思います。

○中央図書館長 詳細につきましては、まだこれから詰めていく部分は当然でございますが、中学校に併設するということですので、中学校の学校図書館から地域図書館に往来する場合の行き来の仕方や、セキュリティーの在り方など、当然、一般の人が学校に入れなければならないので、そういった工夫をどのようにやっていくのかというところは、ほかの自治体でも学校に併設している例がございますので、そういったところの調査もしながら、特にセキュリティーの部分につきましては気を配りつつ、学校と詰めながらやっていきたいと考えてございますので、随分先になるかと思いますが、細かいことが分かりましたらまた御報告させていただきます。

○年綱委員 よろしくお願ひします。

○教育長 ほかに御意見、御質問などあれば、よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

◆ 報告 3 その他

○教育長 次に、報告 3 のその他でございますが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

○教育支援課長 答弁の訂正でございます。前回の教育委員会第 4 回定例会の報告の中の 2 番で、令和 4 年度の第 1 回新宿区区議会定例会における代表質問等の答弁要旨についてというところの質疑の中で、TOKYO GLOBAL GATEWAYの関連の質問がございました。そのときに、私が参加校は 5 校ですとお答えをしたところですが、正しくは、小学校が 11 校、中学校が 3 校、合計で 14 校でしたので、訂正をさせていただき、おわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○教育長 前回の答弁の訂正がございましたが、関連で年綱委員、何かございますか。

○年綱委員 参加校が多いということで良かったです。とても良い施設なので、どの学校も参加できるように、予算もかかるとは思いますが、ぜひ参加を推奨していただけたら、区として良い教育になると思いますので、よろしくをお願いします。

○教育長 ほかの委員はよろしいですか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに何か、その他で事務局からありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 それでは、以上で報告事項を終了いたします。

◎ 閉 会

○教育長 本日の教育委員会をこれにて閉会といたします。

ありがとうございました。

午後 2 時 3 2 分閉会